

神戸市民が豊かな芸術文化を
創作発表・鑑賞するための助成

令和6年度 下半期
利用の手引

芸術文化 活動助成

申請受付期間：令和6年7月23日(火)～7月30日(火)

応募：電子メール (電子メールで送付できない場合は郵送)

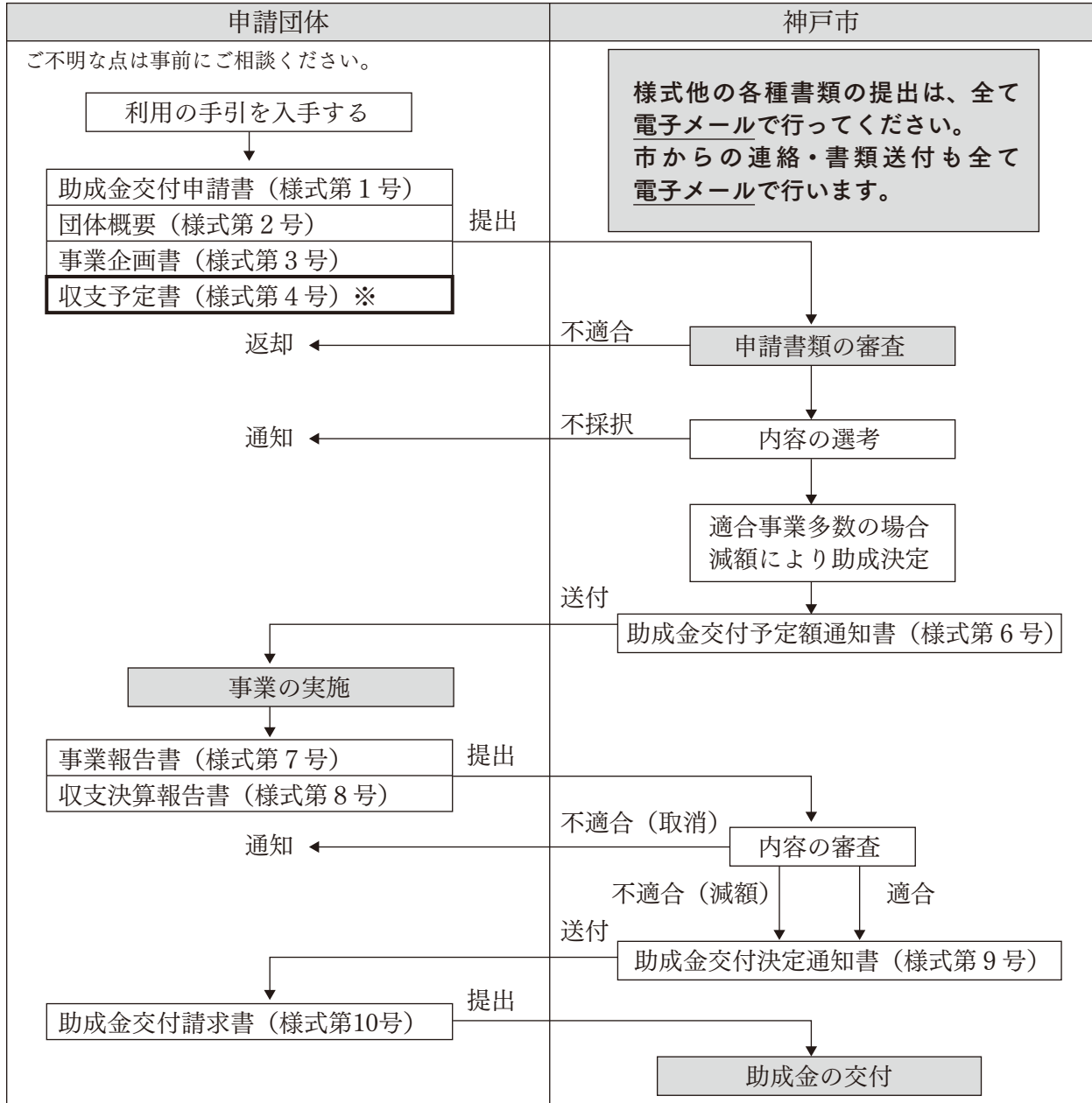
アドレス：bunka-katsudou@office.city.kobe.lg.jp

事業実施期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日の実施分(下半期)

芸術文化活動助成について

豊かな芸術文化活動の振興を図るために、市民の皆さんが日頃、グループや団体として創作発表・鑑賞する活動に対する幅広い支援を目的として、「会場費補助」の助成制度を設けています。

助成制度全体の流れ



※ 提出、返却、通知、送付は原則電子メールで。（電子メールで送付できない場合のみ郵送）

※ 収支予定書（様式第4号）については、入場料・参加料が有料の事業のみ提出。

■ 申請にあたっては神戸市ホームページをご参照ください

神戸市 芸術文化活動助成

検索



今期の募集について

対象事業の実施期間

令和6年10月1日～令和7年3月31日の実施分(下半期)

*事業がこの期間をまたぐ場合(例:3月30日に始まり4月1日に終わる場合)は、次の年度になるため対象となりません。

対象団体

所在地(活動拠点)が神戸市内にあり、音楽、美術、演劇、舞踊などの創作発表活動または鑑賞提供事業を継続的に行っている「創作発表団体」または「鑑賞提供団体」で、神戸市在住者が5名以上いる、かつ、神戸市在住者が5名以上活動している団体

- 「1団体につき1年度1事業」を利用限度とします。同一年度内で複数の申請はできません。
- 公共団体、公共的団体、営利企業、個人活動等は対象外。
- 申請受付期間の初日において、1年以上の活動歴が必要。

以下の団体は活動歴を問いませんが、授業やゼミなどの学校行事は対象外です。
「神戸市内に本部を置く大学・短期大学において、学生を中心として組織される学内団体(原則として大学が公認する団体であること)」

対象事業

対象団体が神戸市内で主催して行う事業で、

- ① 創作成果や活動成果を発表する事業
- ② 芸術家や芸術団体などを招いて鑑賞の機会を提供する事業

【対象となる事業の例】

- 音楽(クラシック、吹奏楽、ジャズ、合唱、民族音楽、邦楽など)
- 美術(絵画、彫刻、写真、書道、工芸など)
- 演劇(創作劇、能・狂言、人形劇など)
- 舞踊(日舞、洋舞、民族舞踊、創作舞踊など)
- その他(映画、茶華道など)

【対象とならない事業】 下線部分は令和6年度から追加

- 宗教的活動・政治的活動・営利(事業収支が黒字となるもの等)を目的とした活動
- コンクール・コンテスト・公募展等で受賞者に賞金を出すもの
- 教室やカルチャーセンターなどの営業活動の一環として行われる発表会
- 団体内部の者に出演料・謝礼等を支払うもの
- 団体の関係者が所有・運営する会場で行うもの
- 物販や飲食を伴うもの
- 一般市民が入場・見学できないもの
- その他助成にふさわしくないと判断した場合 など

神戸市または神戸市の外郭団体等から他の助成を受けているもの(会場使用料の減免を含む)は申請できません

提出書類一覧

	名称	様式	会場費補助	提出 チェック
申請のとき	助成金交付申請書	第1号	○	<input type="checkbox"/>
	団体概要	第2号	○	<input type="checkbox"/>
	事業企画書	第3号	○	<input type="checkbox"/>
	収支予定書 (入場料・参加料が有料 の事業のみ必要)	第4号	○	<input type="checkbox"/>
	【添付資料】 ■「会場使用料」及び「付属設備使用料」の積算根拠となる資料 (予約確認書、会場使用料金表、付属設備使用料明細など) ■団体の規約・会則(学内団体は不要) ■過去の活動資料 一般向けのチラシ、案内はがき、プログラムなどで申請受付期間の初日から1年以上前の活動状況が確認できるもの。 ただし、活動歴を問わない大学の学内団体である場合は大学が公認していることが確認できる資料。			<input type="checkbox"/>
事業計画変更のとき	計画変更(辞退)届	第5号	○	<input type="checkbox"/>
事業を辞退するとき	計画変更(辞退)届	第5号	○	<input type="checkbox"/>
事業を報告するとき (事業終了後1か月以内)	事業報告書	第7号 *	○	<input type="checkbox"/>
	収支決算報告書	第8号 *	○	<input type="checkbox"/>
	【添付資料】 ■領収書・明細書のコピー 事業実施日がわかるように施設使用許可証等のコピーを添付してください。会場付属設備については、明細書等内訳の確認できる資料を添付してください。		○ (会場費、会場付属設備のみ。対象経費以外は不要)	<input type="checkbox"/>
	パンフレット・チラシなど		○	<input type="checkbox"/>
	会場写真(入口看板・公演の様子など事業実施が確認できるもの)		○	<input type="checkbox"/>
助成金請求のとき	助成金交付請求書	第10号 *	○	<input type="checkbox"/>

*様式第7・8・10号は後日電子メールで送付します。この手引きには入っておりません。

■各種様式書類は神戸市ホームページから入手できます

神戸市 芸術文化活動助成

検索 

会場費補助について

助成の条件

- ・ 所在地(活動の拠点)が神戸市内にある団体が、神戸市内で行う事業であること。

助成の対象

対象となる費用(事業本番当日の費用)

- ・ 会場使用料
- ・ 会場付属設備(舞台装置・音響設備・照明設備・楽器等)使用料
- ・ 野外行事(例:野外コンサート、ストリートパフォーマンスなど。ただし、関係機関への必要な届出等を経ていること)の設備(舞台装置・音響設備・照明設備・楽器等)使用料及び設営・警備に係る人件費(設営に関しては搬入・搬出にかかる費用は対象外)
- ・ 当日のリハーサル室使用料

注:会場付属設備のみの助成はできません

対象とならない費用

- ・ 人件費(舞台人件費・音響人件費・照明人件費・ピアノ調律費等。ただし、野外行事に係る人件費を除く)
- ・ 録音録画に使用した会場付属設備使用料(例:録音録画機材持込料・持込器具電源料・録音録画業者の代金等)
- ・ 控室代、受付用什器(机・椅子等)
- ・ 機材器具の運搬費・駐車場代
- ・ チケット発券料・プレイガイド販売手数料等
- ・ 看板製作費
- ・ 事業開催期間以前の準備に係る使用料(例:本番当日以外の練習日や作品搬入等で使用する会場使用料。6日間確保した会場で5日間開催する場合は1日分の会場使用料は対象外)

助成額

- ・ 会場使用料及び会場付属設備使用料等(消費税を含む)の
公的施設の場合 $1/3$ }
公的施設以外の場合 $1/2$ } 以内で 30万円を限度に助成
野外行事の場合 $1/2$ }

助成金額算定の具体例

- ・ A劇団の公演を民間ホールで3日間実施する場合
ホール使用料1日 15万円、付属設備使用料1日 7万円
 $(15万円 + 7万円) \times 3日 \times 1/2 = 33万円 > 30万円 \rightarrow 30万円(限度額)$ を助成
- ・ B美術会の展示を公設ギャラリーで1週間行う場合
ギャラリー使用料 1週間 25万800円
 $25万800円 \times 1/3 = 8万3,600円 \leq 30万円 \rightarrow 8万3,000円(千円未満は切捨て)$ を助成
- ・ 音楽団体Cが野外スペースで1日演奏会を実施する場合
会場使用料無料、舞台設営費 5万円、警備人件費 2万円
 $(5万円 + 2万円) \times 1/2 = 3万5,000円 \leq 30万円 \rightarrow 3万5,000円$ を助成

申請書の作成・提出

申請書入手方法

申請書類(様式第1号～第4号)のデータ(エクセルファイル)は、「神戸市 芸術文化活動助成」のホームページから入手してください。収支予定書(様式第4号)については、入場料・参加料が有料の事業のみ提出してください。

受付期間

令和6年7月23日(火)～7月30日(火)(23時59分受信分まで)

送付

件名を「芸術文化活動助成申請 団体名」とし、申請書類及び添付資料(団体の規約、会則、過去の活動資料、積算根拠資料)をファイルで添付の上、電子メールで提出してください。申請書類の提出、修正のやり取りなどは、全てメールで行います。

送信先アドレス

bunka-katsudou@office.city.kobe.lg.jp

※申請は電子メールでのみ受け付けますが、メールで送付できない場合のみ、郵送での送付を受け付けます

送付先:〒650-8570 (住所記載不要) 神戸市 文化スポーツ局 文化交流課「芸術文化活動助成」係
(令和6年7月30日(火) 消印有効)

注意事項

- ・ 助成金交付申請書(様式第1号)をはじめとする各種様式は、エクセルデータで提出してください(PDF 及び画像データでの提出は不可)。また、様式とともに提出が必要な各種資料(会場費等の積算根拠資料、会の規約等、過去の活動資料)もデータ(こちらは PDF 及び画像データ可)で提出してください。また、メール本文に添付資料の件数を記入してください。
- ・ 画像データを提出する際は、画像に写る数字・文字が判別できる精度のものを提出してください。
- ・ メールを受発信する PC、携帯電話等は、市からの連絡が常時受信可能な設定としてください。
- ・ メール送信の際は、添付ファイルの容量(5MB まで)に注意してください。容量が大きい場合は、添付ファイルを何回かに分けて送信してください。メール 1 回の容量が大きすぎると市に不着となったり、添付ファイルが除外されたりする可能性があります。
- ・ 申請メールが不達となっているのは市側では分かりませんので、送信後に確認の電話をお架けになることをお勧めします。不達のままですと、申請書の受け付け自体が出来ません。
- ・ 申請書類で確認ができない場合は、団体の概要や事業の内容について別途調査させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
- ・ 申請書の記載内容に不備(未記載を含む)があった場合は、返却いたしますので、修正の上、再度提出してください。修正・再提出が遅れますと、申請書の受け付けが出来なくなります。
- ・ 申請内容に虚偽があった場合、助成金の交付を取り消すことがあります。

神戸市 芸術文化活動助成

検索

助成金の決定方法・交付について

助成の決定方法

- ・ 要件審査
- ・ 要件に適合する事業の助成申請額の合計が神戸市の予算を超える場合は、一定割合で減額して助成金額を決定します。
- ・ 申請内容を審査して助成の適否を決定し、「助成金交付予定額通知書」を送付します。
- ・ 申請内容や連絡先に変更が生じた場合は「計画変更(辞退)届(様式第5号)」を提出してください。助成金交付申請額の増額変更はできません。

助成金の交付

- ・ 事業終了後、原則として1か月以内に「事業報告書」(様式第7号は別途電子メールにて送付)を提出してください。内容の審査後、「助成金交付決定通知書」により最終確定した助成金額及び請求書の様式をメールでお送りします。
 - ・ 確定後、「助成金交付請求書」(様式第10号は別途メールで送付)を提出してください。その後、指定の口座へ振り込みます。
- ※ 事業報告書、請求書について記載内容に不備があった場合は返却させていただく場合があります。

その他

- ・ 印刷物等を作成するときには、ロゴマーク(下図)等の使用にご協力ください。
「助成金交付予定額通知書」の受領前に印刷する必要がある場合は、「神戸市芸術文化活動助成対象事業(申請中)」の文言を入れてください。

※ ロゴマークのデータ(JPG:29KB)は、
「神戸市 芸術文化活動助成」のホームページから入手してください。



- ・ 神戸市では、日頃の美術活動に対し発表の機会と場を提供するために、1974年(昭和49年度)から「こうべ市民美術展」を開催しています。
美術分野で活動されている団体宛にご案内をお送りすることがあります。
- ・ 芸術文化団体などが、継続して実施している震災関連の芸術文化事業に要する経費の一部を助成する『震災30年関連芸術文化事業助成』の利用者も募集します。詳細は芸術文化活動助成のホームページをご確認ください。なお、手引等の配布はありません。
- ・ 令和7年度の芸術文化活動助成の募集、助成の条件などについては未定です。

記入例

各項目の太枠内を正確に記入してください

(様式第1号)

神戸市長あて

新規	継続の場合	受付番号	第	号
規	続	前回：2023年	2024年	7月23日

このシートは直接入力
できません。
入力用シートに入力
してください

電話番号は日中連絡可能な番号を記入
してください。

申請者	団体名	アンサンブルあじさい
	団体所在地	神戸市〇〇区〇〇町…
	代表者	650-0000
	住所	神戸市〇〇区〇〇町…
	氏名	神戸太郎
	電話	078-000-0000
連絡先	651-0000	必要書類は、連絡先の方へ電子メールで送付します。
住所	神戸市〇〇区〇〇町…	
氏名	六甲花子	
電話	078-000-0000	
E mail	Hanako-rokkou@office.city.lg.jp	

芸術文化活動助成金交付申請書（会場費補助）

この度、下記事業を開催するにあたり、貴市の芸術文化活動助成を利用したいと思いますので
関係資料を添えて申請します。

なお、当制度を利用するにあたっては、芸術文化活動助成要綱の規定をすべて了承しており、
助成を決定された後においても減額修正又はすべて取り消されても異議は申し立てません。

記

(記入例を参考にして太枠内をご記入下さい)

行事名	第〇回 定期コンサート		
主催団体	アンサンブルあじさい (2015年12月設立)		
共催依頼先	神戸〇〇音楽連盟	後援依頼先	神戸市、神戸市民文化振興財団
協賛依頼先	〇〇株式会社、〇〇新聞社		
開催期間	2025年1月7日(火) 開始 2025年1月12日(日) 終了		開催期間 6日間 (リハーサル日・搬入日を含まないこと)
会場	〇〇ホール	施設の種類	公的・民間
会場使用料	※ ④ 400,000	助成金交付申請額 (④ + ⑤) × 1/3 × 1/2	千円未満切捨て 233,000 円
会場付属設備使用料	※ ⑤ 300,000	舞台設備 135,000 円 音響設備 70,000 円 照明設備 95,000 円 (その他 円)	
開催の目的	市民がクラシックに親しむ音楽鑑賞の機会を提供するため		
事業の内容	モーツァルト/セレナード第13番ト長調K.525ほか5曲を演奏		
一般の入場	可 「その他」の場合 ()		
入場料	有料	有料の場合	一般 1,000 円 学生 500 円 前売 800 円 (他)
その他			
関係資料	<input checked="" type="checkbox"/> 団体概要 <input checked="" type="checkbox"/> 事業企画書 <input checked="" type="checkbox"/> (収支予定書) <input checked="" type="checkbox"/> 規約・会則 <input checked="" type="checkbox"/> 過去の活動資料 <input checked="" type="checkbox"/> 積算根拠資料		

※ 積算の根拠となる資料を添付してください(会場使用料金表、付属設備使用明細表など)。

※ 収支予定書は入場料・参加料が有料の事業のみ提出してください。

記入例

団体概要

ふりがな 団体名	あんさんぶるあじさい アンサンブルあじさい			
代表者	ふりがな 氏名	こうべたろう 神戸太郎		
	住所	〒650-0000 神戸市〇〇区〇〇町…		
	電話	078-000-0000		
団体所在地	神戸市〇〇区〇〇町… ←		団体所在地は神戸市であること。 約款、規約、会則で定めがある場合はその住所を記入してください。 約款等で所在地が神戸市外となっている団体は申請はできません。	
事務担当者	ふりがな 氏名	ろっこうはなこ 六甲花子		
	住所	〒651-0000 神戸市〇〇区〇〇町…		
	電話	078-000-0000		
会計担当者	氏名	須磨 一郎		
会計監事	氏名	兵庫 幸子		
設立	2015 年 5 月	人数	25 人 (うち神戸市在住 20 人)	
設立目的	市内における室内管弦楽の普及と音楽文化の振興			
会費	年間	10,000 円	その他	
入会資格	設立目的を理解する18歳以上の演奏家			
主な活動歴	2018 年 12 月	第1回定期コンサート 於：〇〇ホール		
	2019 年 6 月	第2回定期コンサート 於：〇〇ホール		
	2020 年 6 月	第3回定期コンサート 於：〇〇ホール		
	2021 年 6 月	第4回定期コンサート 於：〇〇ホール		
	2022 年 10 月	明石にて室内楽コンサート 於：〇〇ホール		
主な受賞歴	2023 年 6 月	第5回定期コンサート 於：〇〇ホール		
	2020 年 10 月	「△△音楽祭」文化振興賞受賞		
	年 月			
	年 月			
添付資料	年 月			
	団体の規約・会則、過去の活動資料（一般向けのチラシ、案内はがき、プログラムなどで申請受付期間の初日から1年以上前の活動状況が確認できるもの。活動歴を問わない大学の学内団体である場合は、大学が公認していることが確認できる資料。			

事業企画書

団体名	アンサンブルあじさい
行事名	第〇回定期コンサート
内容	<p>(公演の場合：演目、曲目、出演者、スタッフ等の詳細) (展示の場合：作品の種類、点数、作品名、出品者名等の詳細)</p> <p>① モーツァルト 「セレナード第13番 ト長調 K.525」 ② モーツァルト 「オーボエ協奏曲 ハ長調 K.314」 ③ モーツァルト 「交響曲第25番 ト短調 K.183」 他 指揮：神戸太郎 オーボエ演奏：江戸幸次郎 (日本橋交響楽団オーボエ奏者)</p>
趣旨・目的	<p>(公演・展示を行う目的、意義、助成による効果等を記入してください)</p> <p>1 市民にクラシック音楽鑑賞の機会を提供する。特にモーツァルトに関する曲を披露し、モーツァルトづくしで楽しんでいただく。 2 助成していただくことにより、市民に安価で鑑賞していただける。</p>
	<p>(その他、特記すべき事項があれば記入してください)</p> <p>コンサートに、〇〇福祉施設の20名を無料招待する予定。</p>

記入例

(様式第4号)

収支予定書 (入場料・参加料が有料の事業のみ提出要)

(収 入)

摘 要	金 額	内 訳
神戸市助成金交付予定額	233,000 円	申請書 (様式第1号) 「助成金交付申請額」に基づく
入場料	300,000 円	単価1,000円 × 300名入場
出展料・参加費	0 円	
協賛金	50,000 円	地域企業から協賛
広告料	30,000 円	パンフレット広告掲載
その他収入 (会費充当分含む)	147,000 円	会費より充当
	円	
	円	
合 計	760,000 円	

(支 出)

摘 要	金 額	内 訳	
会場使用料 (開催期間分のみ)	400,000 円	〇〇ホール1日利用	
付属設備使用料 (開催期間分のみ)	300,000 円	舞台 135,000 円	音響 70,000 円
		照明 95,000 円	その他 円
印刷費	20,000 円	パンフレット印刷	
通信費・運搬費	20,000 円	パンフレット郵送	
その他経費	20,000 円	ゲスト出演者謝礼	
	円		
	円		
	円		
合 計	760,000 円		

- 会場使用料に含まれる控室代、付属設備使用料に含まれる録音・録画費、人件費 (野外行事を除く) などは対象外です。
- コンクール・コンテスト・公募展等で受賞者に賞金を出す事業は補助の対象外です。
- 団体内部の者に出演料・謝礼を支払う事業は補助の対象外です。
- 収支の合計は一致させてください。

神戸市長あて

新規・継続	事業の種類	受付番号	第	号
前回:	年度	成果発表事業 鑑賞提供事業	2024年	月 日

申請者	団体名	
	団体所在地	
	代表者 住所 氏名 電話	〒
	連絡先 住所 氏名 電話 E mail	〒

芸術文化活動助成金交付申請書（会場費補助）

この度、下記事業を開催するにあたり、貴市の芸術文化活動助成を利用したいと思っておりますので関係資料を添えて申請します。

なお、当制度を利用するにあたっては、芸術文化活動助成要綱の規定をすべて了承しており、助成を決定された後においても減額修正又はすべて取り消されても異議は申し立てません。

記

(記入例を参考にして太枠内をご記入下さい)

行事名					
主催団体	(年 月 設立)				
共催依頼先			後援依頼先		
協賛依頼先					
開催期間	年 月 日	開始	開催期間	日間	
	年 月 日	終了	(リハーサル日・搬入日を含まないこと)		
会場				施設の種類	公的・民間
会場使用料	※ ①	円	助成金交付申請額 (A + B) × 1/3, × 1/2	千円未満 切捨て	円
会場付属 設備使用料	※ ②	円	舞台設備	円	音響設備 円
			照明設備	円	(その他 円)
開催の目的					
事業の内容					
一般の入場	「その他」の場合 ()				
入場料	有料の場合		一般	円	学生 円
			前売	円	(他)
その他					
関係資料	<input type="checkbox"/> 団体概要 <input type="checkbox"/> 事業企画書 <input type="checkbox"/> (収支予定書) <input type="checkbox"/> 規約・会則 <input type="checkbox"/> 過去の活動資料 <input type="checkbox"/> 積算根拠資料				

※ 積算の根拠となる資料を添付してください(会場使用料金表、付属設備使用明細表など)。

※ 収支予定書は入場料・参加料が有料の事業のみ提出してください。

団 体 概 要

ふりがな		
団体名		
代 表 者	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒
	電 話	
団体所在地		
事 務 担 当 者	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒
	電 話	
会 計 担 当 者	氏 名	
会 計 監 事	氏 名	
設 立	年 月	人数 人 (うち神戸市在住 人)
設 立 目 的		
会 費	年 間 円	その他
入 会 資 格		
主 な 活 動 歴	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
主 な 受 賞 歴	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
添 付 資 料	<p>団体の規約・会則、過去の活動資料（一般向けのチラシ、案内はがき、プログラムなどで申請受付期間の初日から1年以上前の活動状況が確認できるもの。活動歴を問わない大学の学内団体である場合は、大学が公認していることが確認できる資料。</p>	

事業企画書

団体名	
行事名	
内容	<p>(公演の場合：演目、曲目、出演者、スタッフ等の詳細) (展示の場合：作品の種類、点数、作品名、出品者名等の詳細)</p>
趣旨・目的	<p>(公演・展示を行う目的、意義、助成による効果等を記入してください)</p>
	<p>(その他、特記すべき事項があれば記入してください)</p>

収支予定書 (入場料・参加料が有料の事業のみ提出要)

(収 入)

摘 要	金 額	内 訳
神戸市助成金交付予定額	円	
入場料	円	
出展料・参加費	円	
協賛金	円	
広告料	円	
その他収入 (会費充当分含む)	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(支 出)

摘 要	金 額	内 訳	
会場使用料 (開催期間分のみ)	円		
付属設備使用料 (開催期間分のみ)	円	舞台 円 照明 円	音響 円 その他 円
印刷費	円		
通信費・運搬費	円		
その他経費	円		
	円		
	円		
	円		
合 計	円		

- 会場使用料に含まれる控室代、付属設備使用料に含まれる録音・録画費、人件費 (野外行事を除く) などは対象外です。
- コンクール・コンテスト・公募展等で受賞者に賞金を出す事業は補助の対象外です。
- 団体内部の者に出演料・謝礼を支払う事業は補助の対象外です。
- 収支の合計は一致させてください。

神戸市長あて

変更届出年月日
令和 年 月 日

申請者	団体名	
	団体所在地	
	代表者 住所 氏名 電話	
	連絡先 住所 氏名 電話 E mail	

計画変更（辞退）届

芸術文化活動助成金交付申請書の内容につきまして、この度、下記のとおり変更が生じたので届出いたします。

記

1. 行事名 _____ 【受付番号】 _____

2. 変更内容 変更 ・ 辞退 (どちらかを○で囲ってください)

項目	変更前	変更後
1		
2		
3		

3. 理由 (該当する項目に☑してください)

- 事業の開催が中止 (または延期) となったため
- 他の助成金 (重複使用が認められていないもの) の交付が決定したため
- その他

神戸市民が豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞するための助成に関する要綱

平成4年7月1日 市民局長決定

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、神戸市民の豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞する活動の振興を図るため、芸術文化団体が行う芸術文化活動に要する経費の一部を助成（以下「芸術文化活動助成－会場費補助」という。）することに関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(芸術文化団体)

第2条 芸術文化団体（以下「団体」という。）とは、団体としての組織を有し、音楽、美術、演劇、舞踊等の分野において、継続的に創作発表、鑑賞等の活動（以下「創作発表・鑑賞活動」という。）を行っているものをいい、次の分類による。

- (1) 創作発表団体 継続的に創作発表活動を行っている団体
- (2) 鑑賞提供団体 市民に対し継続的に鑑賞事業を行っている団体

2 前項の団体は、申請時点において1年以上の活動実績を有するものをいう。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。

3 第1項の団体には、公共団体若しくは公共的団体、又は営利企業は含まないものとする。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。

(芸術文化活動助成－会場費補助)

第3条 市長は、団体が神戸市内で行う創作発表・鑑賞活動に要する経費のうち、会場使用料（付属設備使用料を含む）の1/2（会場に公的施設を使用する場合は1/3）以内の金額を、予算の範囲内で30万円を限度として、助成する（以下「会場費補助」という。）ことができる。

2 野外で行う創作発表・鑑賞活動に要する舞台設営費は、前項の規定に関わらず、1/2以内の金額を、予算の範囲内で30万円を限度として、助成することができるものとする。

(重複助成の制限)

第4条 会場費補助は、一団体・一年度・一事業を対象とするものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(助成の要件)

第5条 会場費補助の対象となる活動は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 芸術性・文化性を備え、神戸市の文化振興に寄与するものであること
- (2) 広く一般に公開されていること
- (3) 政治活動又は宗教活動でないこと
- (4) 営利を主目的とした活動でないこと
- (5) 神戸市又は神戸市の外郭団体から他の助成・減免を受けていないこと
- (6) 団体の所在地が神戸市内にあること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成することを必要と認めること

(申請の手続き)

第6条 会場費補助を受けようとする団体は、助成金交付申請書に必要書類を添付して、下記の区分の募集期間に申請するものとする。

- (1) 各年度前期（4月～9月実施）の対象事業
その前年度の後期（10月～3月）における募集期間内
- (2) 各年度後期（10月～3月実施）の対象事業
当該年度の前期（4月～9月）における募集期間内

(選考基準)

第7条 選考に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- (1) 市民の芸術文化の振興に対する寄与度
- (2) 芸術文化活動助成－会場費補助の必要性の程度

(助成金交付の予定通知)

第8条 市長は、助成の諾否及び助成金の予定額を決定し、申請団体に対して、助成金交付予定額通知書により通知する。

2 前項の場合において、会場費補助の申請案件のうち要件に適合する助成金の合計額が予算で認められた金額を超えるときには、減額により助成の諾否を決定するものとする。

(事業の変更等)

第9条 前条第1項の助成金交付予定額通知書を受けた団体（以下「助成予定団体」という。）は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 助成予定団体は、事業終了後、必要書類を添えて事業報告書を提出するものとする。

2 市長は、前項の事業報告書を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付決定通知書により通知するものとする。ただし、必要と認める場合は助成金交付予定額通知書の額を減額修正することができる。

3 市長は、助成金交付決定通知を受けた団体の助成金交付請求書による請求を受けて助成金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

神戸市 文化芸術 推進ビジョン



日本は人口減少社会に突入している。
神戸がこれからも魅力的な街であり続けるために、
「誰かが何かをやってくれる」ことを待っているだけでは足りない。
個人や団体、年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず、
「私はこれができる」「私はこれがしたい」といった
一人ひとりの自発的なムーブメントこそが、
神戸を面白くし魅力あるまちにする原動力のはず。
暮らしの中にアートが溶け込み、質の高い暮らしを楽しめる街・神戸。
そんな街の魅力を創り出すプレーヤーは、住んでいる私たち自身だ。
市民・企業・アーティスト・行政、
それぞれが「今、自分にできること」を行おう。
決して、文化芸術の灯は消さない。
次世代の神戸のために。

Q 神戸市文化芸術推進ビジョン

神戸市文化スポーツ局 文化交流課

〒 650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 - 1
TEL 078 - 322 - 6453 (直通)
FAX 078 - 322 - 6137
Mail: bunka-katsudou@office.city.kobe.lg.jp
HP: <https://www.city.kobe.lg.jp/a36708/kanko/bunka/gyose/support/top.html>

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

KOBE 
CITY of DESIGN


unESCO
Member of
the Creative Cities Network